

願ふ所なりと申により、みな江戸に召して藝能をたづねさせ玉ひければ、玉春庭三官といふもの按摩導引をなすと申す、さらばとて御側勤の者に試させ玉ふに、妙手なりと申により、威公御自ら療せさせ玉ふに、無比類名人なり、殊に耳の垢をとり内を掃除する事、これまでなき術なりとて、大におぼしめしにかなひ、日毎に昵近し奉りければ、永く御館にめしつかはるべし、然る上は此國の風俗になれとて、月代をそり衣服を改め、遠藤氏の女をめとりて、遠藤勘兵衛と改めたり、さて男子出生しければ、名を賜はりて造酒之助と稱す、略○中英一蝶がかける耳の垢とりは、此乗組のうちか、もしくは王春庭が弟子にてもありしなるべし、略○中

乙酉四月

輪池堂

〔骨董集 上編 上〕耳の垢取

江戸鹿子真享四年板 耳垢取 神田紺屋町三丁目長官とあり、おなじ比京にもあり、京羽二重真享二年板

耳垢取、唐人越九兵衛とあり、初音草、嘶大鑑元禄十年板 卷之五に、京と江戸ゆき、すぐなる通町辻々

をみれば、あるひは齒ぬき、耳の療治云々、老人養草正徳六年板 に云、近來京師の辻々に、耳垢取とて、紅

毛人のかたち似せて云々とあれば、元祿の末、正徳の比までもありしなるべし、

〔新撰字鏡 耳 聾 五高語 虬二 反、聾、耳志比、〕

〔倭名類聚抄 聾 四聲字苑云、聾音力東反、和名美々之比、耳不聞聲也、〕

〔箋注倭名類聚抄 病 二〕山田本作音刀東反、按音籠與廣韻合、方東與玉篇合、字異音同、曲直瀬本、下總

本作音籠、按聾在一東、龍在三鐘、作龍恐非、醫心方耳聾、新撰字鏡聾字同訓、新撰字鏡古本聾聾並

訓彌々志戸、略○中 按說文聾無聞也、文選七命注引蒼頡篇云、聾不聞也、急就篇注、耳不聞聲曰聾、禮

記王制正義、聾謂耳不聞聲、並與此略同釋名聾籠也、如在蒙籠之內聽不察也、

〔類聚名義抄 耳 聾 音籠、ミ、シヒ、リ、ウ、リ、ウ、 聾、ミ、シヒ、 聾、同、 聾、俗、齶、字、ヒ、〕